

## 吹田市犯罪被害者等見舞金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、殺人、傷害等の故意の犯罪により被害を受けた者及びその家族が犯罪直後に直面する生活への不安及び経済的な負担の軽減を図ることを目的として、犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及び次に掲げる者であつてやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市内に居住している者をいう。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
  - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
  - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
  - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
  - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (3) 犯罪被害 法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた市民をいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。

### (支給対象者等)

第3条 見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪被害（被害届を警察に提出することが困難であると市長が認める場

合を除き、被害届が受理されているものに限る。次号において同じ。)により死亡した犯罪被害者の遺族であって、次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者

(2) 重傷病見舞金 犯罪被害により次に掲げる傷病を負った犯罪被害者

ア 医師により1月以上の療養を要し、かつ、3日以上入院を要すると診断された傷害又は疾病

イ 医師により1月以上の療養を要し、かつ、3日以上労務に服することができないと診断された精神疾患

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子(養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、前号に該当しない者

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とする。

4 遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合において、その1人に対して行った遺族見舞金の支給は、当該同順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。  
(見舞金の支給額)

第4条 見舞金の支給額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 1事件につき300,000円。ただし、既に重傷病見舞金を支給された者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合については、1事件につき200,000円とする。

(2) 重傷病見舞金 1事件につき100,000円

(見舞金を支給しないことができる場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時ににおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があった場合

(2) 犯罪被害者の責めに帰すべき次に掲げる行為があった場合

ア 犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等の犯罪行為を誘発する行為

ウ その他犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は次条第1項の申請書を提出する者が大阪府暴力団排除条例(平成22

年大阪府条例第58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が犯罪行為を容認していたこと、その遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

(支給の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、犯罪被害に関する申立書(様式第2号)及び次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡した犯罪被害者の消滅された住民票の写しその他の当該犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類

イ 死亡した犯罪被害者の死亡診断書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

ウ 死亡した犯罪被害者と申請者との続柄を証する戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 死亡した犯罪被害者と申請者が婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 重傷病を負った犯罪被害者の住民票の写しその他の当該犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類

イ 重傷病を負った犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

3 支給対象者がその傷病により申請をすることが困難であると市長が認めるときは、当該支給対象者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が、当該支給対象者に代わって申請をすることができる。

4 第1項及び前項の規定による申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由

があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った上で、支給の可否を決定し、見舞金を支給するときは、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第3号)、見舞金を支給しないときは犯罪被害者等見舞金審査結果通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、大阪府その他の官公署に対し、犯罪被害の状況、犯罪被害者の親族関係又は居住の実態等について確認することができる。

(支給の請求)

第8条 前条第1項の支給決定通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、市長が定める期日までに犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定を準用する。

(支給)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、見舞金を支給するものとする。

2 第6条第3項の規定により支給対象者に代わって申請が行われたときは、見舞金は支給対象者に振り込むものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により見舞金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消す場合においては、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第6号)により支給対象者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により見舞金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

吹田市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

吹田市長 宛

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
かりがな  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 代理人 住所 \_\_\_\_\_  
かりがな  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_  
 被害者との続柄 \_\_\_\_\_

吹田市犯罪被害者等見舞金支給要領の規定に基づき、下記のとおり、確認事項を誓約又は同意の上、必要書類を添えて支給を申請します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
申請額	円
申請履歴	同一事件でこれまでに支援金等の申請をしたことが（有・無） <u>「有」の場合は以下に記載</u> 申請内容 <input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 支給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申請事項に係る誓約  ( <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください)	<input type="checkbox"/> 私は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市長が必要と認めるときに関係機関等に対して調査を行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この申請の内容に虚偽がないことを認めるとともに、吹田市市犯罪被害者等見舞金支給要領を遵守し、本見舞金の支給後、虚偽その他不正な手段による支給であったとして市長が見舞金の支給を取り消した場合は、当該見舞金を返還します。 <input type="checkbox"/> 私は、遺族（代理人）を代表して申請します。遺族（代表者）間のトラブルが発生した場合には、私が責任をもって対応します。

添付書類

- 犯罪被害に関する申立書
- 遺族見舞金にあつては、次に掲げる書類
  - ア 死亡した犯罪被害者の消除された住民票の写しその他の当該犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類
  - イ 死亡した犯罪被害者の死亡診断書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
  - ウ 死亡した犯罪被害者と申請者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書
  - エ 死亡した犯罪被害者と申請者が婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にあつたときは、その事実を認めることができる書類
- 重傷病見舞金にあつては、次に掲げる書類
  - ア 重傷病を負った犯罪被害者の住民票の写しその他の当該犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類
  - イ 重傷病を負った犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
- その他（ ）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

吹田市長 宛

被害の概要

被害届の提出 または事故の届出	有・無	被害届提出日 または事故の届出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害者の氏名  生 年 月 日	<small>ふり がな</small> 氏 名  ( 年 月 日生まれ)		
被害届の受理番号等 ※わかる場合は記入		被害年月日：	年 月 日
被害時の住所			
被害場所			
被害者及び申請者について (該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。)	<input type="checkbox"/> 被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為 その他責めに帰すべき行為は行っていません。		

私は、上記内容について、警察に確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することについて、同意します。

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_

様式第3号（第7条関係）

吹市人第 号  
令和 年 月 日  
( 年)

吹田市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

様

吹田市長



年 月 日付けで申請のありました犯罪被害者等見舞金の支給については、  
次のとおり決定しましたので、通知します。

犯罪被害者等見舞金（  遺族見舞金  重傷病見舞金 ）を支給します。

支給金額 金 円

様式第4号（第7条関係）

吹市人第 号  
令和 年 月 日  
（ 年）

吹田市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

様

吹田市長



年 月 日付けで申請のありました犯罪被害者等見舞金の支給については、  
次のとおり決定しましたので、通知します。

犯罪被害者等見舞金（  遺族見舞金  重傷病見舞金 ）について、下記の理由によ  
り支給しません。

支給しない理由：

年 月 日

吹田市長 宛

吹田市犯罪被害者等見舞金支給請求書

請求者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 吹市人第 号で通知のあった犯罪被害者等見舞金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込口座

振 込 口 座	金融機関名			
	支店名			
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			

※請求者と口座名義は同一としてください。

様式第6号（第10条関係）

吹市人第 号  
令和 年 月 日  
( 年)

吹田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

様

吹田市長



年 月 日付け 吹市人第 号にて支給決定した犯罪被害者等  
見舞金については、吹田市犯罪被害者等見舞金支給要綱第10条第1項の規定により  
次のとおり支給決定を取り消すので、通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

なお、既に支給した見舞金 円については、 年 月 日までに  
返還してください。